

建設工事安全管理講習会

令和2年度 全国安全週間スローガン

エイジフレンドリー職場へ！
みんなで改善 リスクの低減

広島中央労働基準監督署

全国安全週間

令和2年7月1日(水)～同年7月7日(火)

準備期間

令和2年6月1日(月)～同年6月30日(火)

全国安全週間及び準備期間中の実施者の実施事項

経営トップの安全所信表明

関係者の意思統一
安全意識高揚

安全パトロール

職場の総点検

安全旗掲揚, 標語掲示, 講演会等開催, 安全関係資料配布等,
HP等を通じた自社安全活動等の社会への発信

労働者の家族への職場安全に関
する文書送付, 職場見学等

家族の協力呼びかけ

緊急時措置に係る必要な訓練

「安全の日」の設定等

全国安全週間(準備月間・本週
間)にふさわしい行事

実施者の継続的实施事項

安全衛生活動の推進

安全衛生管理体制
の確立

安全衛生教育計画
の樹立・安全衛生
教育の実施

自主的安全衛生
活動の促進

リスクアセスメント
の実施

その他の取組

業種横断的な労働災害防止対策

転倒災害

交通労働災害

高年齢労働者,
外国人労働者等

熱中症予防

建設業における労働災害防止対策

<一般的事項>

○墜落・転落災害防止, 手
すり先行工法の積極的採
用, フルハーネス型墜落
制止用器具の積極的導
入・適切使用

○職長・安全衛生責任者等
への安全衛生教育実施

○元方事業者による統括安
全衛生管理, 関係請負人
に対する指導実施

○請負契約における適切な
安全衛生経費の確保

<復旧・復興工事>

○輻輳工事における適正な
施工計画, 作業計画作成
及びこれに基づく工事の
安全実施

○一定の工事エリア内で複
数の工事が近接・密集し
て実施される場合, 発注
者及び近接工事の元方事
業者による工事エリア別
協議組織の設置

「『キ』をつけろ。」とは？

災害発生現場で、「毎朝朝礼で、安全に作業しろ、『キ』をつけろと言っていた。」と聞くことがある。

『キ』は「気」だろうか。「気」は「気持ち」だから、被災した本人の不注意ということだろうか。

「『キ』をつけろ。」の『キ』は、

『機』⇒『器』⇒『気』

ではないだろうか。

災害発生状況を確認すれば、被災者が作業標準や職場・現場ルールを守っていなかったということもある。

しかし、事業者や現場代理人、作業主任者や職長が100%悪くないとは言えないし、被災者が100%悪いとも言い難い。

つまり、労働災害において、事業者や現場代理人、作業主任者や職長の責任が0%であるということは考え難いのである。

安全衛生は「ハード」と「ソフト」、「物」と「人」の両面で考える必要がある。

「気をつけろ。」の前に、「機をつけろ。」、「器をつけろ。」ではないかと思う。

まずは、安全衛生を確保するための機械(設備、安全装置等)や器具(治具含む。)を適切に設置しなければならないのではないか。

その次に、設置された機械や器具を適正に使用するため、労働者に対し、適切な操作方法、必要な点検や修理、清掃等に係る教育や指導を行わなければならないのではないかと思う。

労働災害発生状況(全国)

1 労働災害発生状況(確定値)

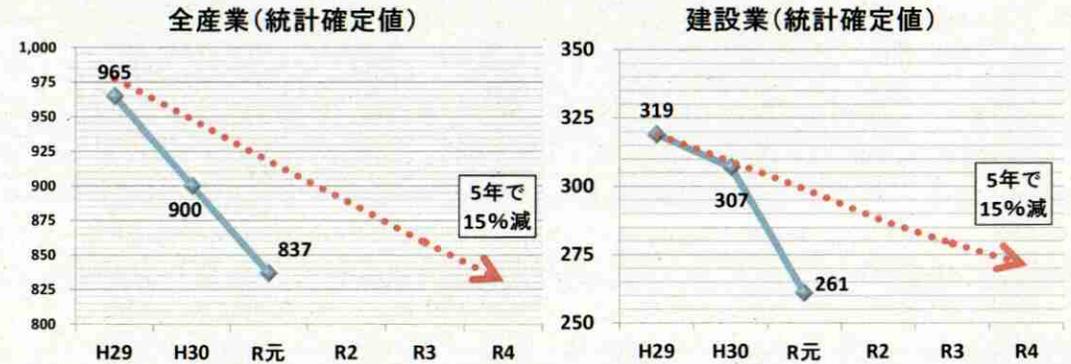


労働災害発生状況(全国)

2 死亡災害発生状況(確定値)

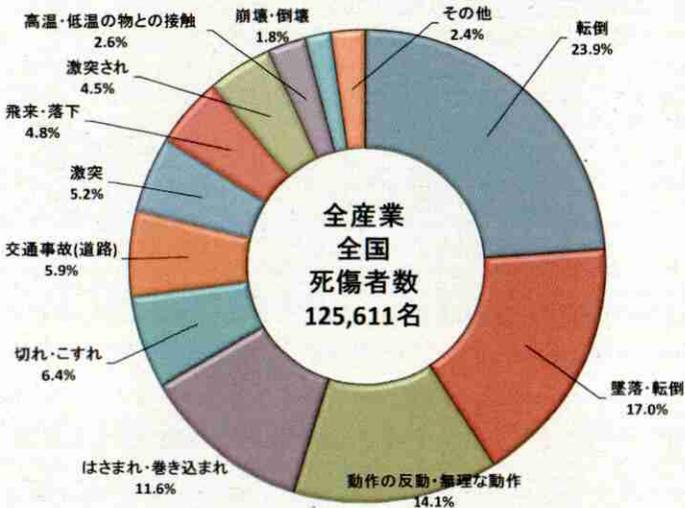
第13次労働災害防止計画に関する状況

【目標】令和4年(2022年)までに、労働災害による**死亡者数を15%以上減少**



労働災害発生状況(令和元年全国)

3 全産業死傷災害発生状況(確定値)



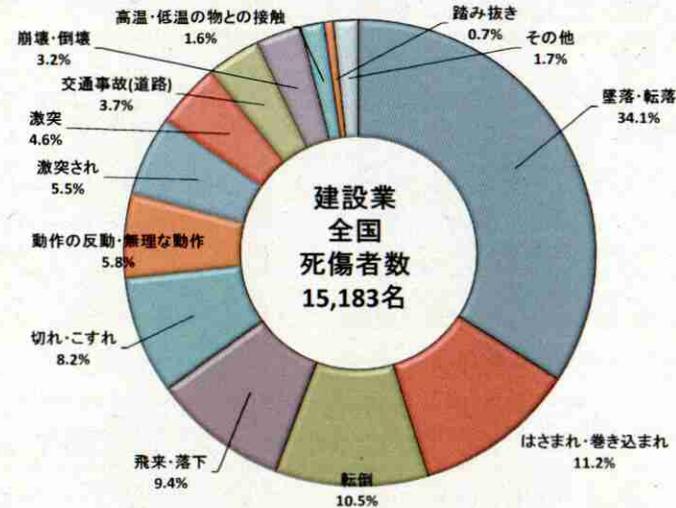
•死傷災害は「**転倒**」がもっとも多く、次いで「**墜落・転落**」,「**動作の反動・無理な動作**」である。

•上記3つの型で約55%を占める。

•「**転倒災害防止**」が重要な課題である。

労働災害発生状況(令和元年全国)

4 建設業死傷災害発生状況(確定値)



•死傷災害は「**墜落・転落災害**」がもっとも多く、次いで「**はさまれ・巻き込まれ**」,「**転倒**」である。

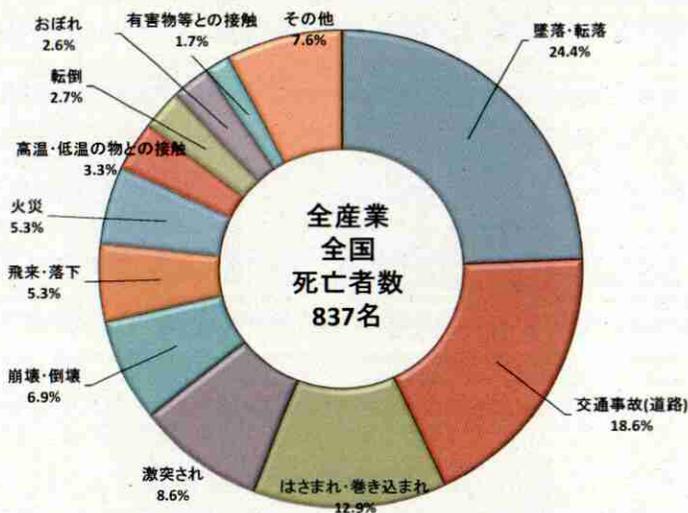
•「**墜落・転落災害**」の割合はほとんどかわらない。

•本年も死傷災害については、「**墜落・転落災害防止**」が重要な課題である。

労働災害発生状況(令和元年全国)



5 全産業死亡災害発生状況(確定値)



・死亡災害は「**墜落・転落**」がもっとも多く、次いで「**交通事故(道路)**」,「**はさまれ・巻き込まれ**」である。

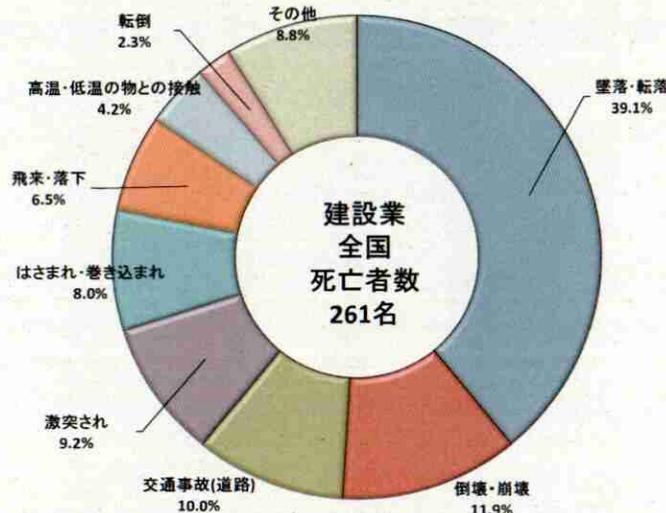
・上記3つの型で約**56%**を占める。

・「**墜落・転落災害防止**」が**重要な課題**である。

労働災害発生状況(令和元年全国)



6 建設業死亡災害発生状況(確定値)



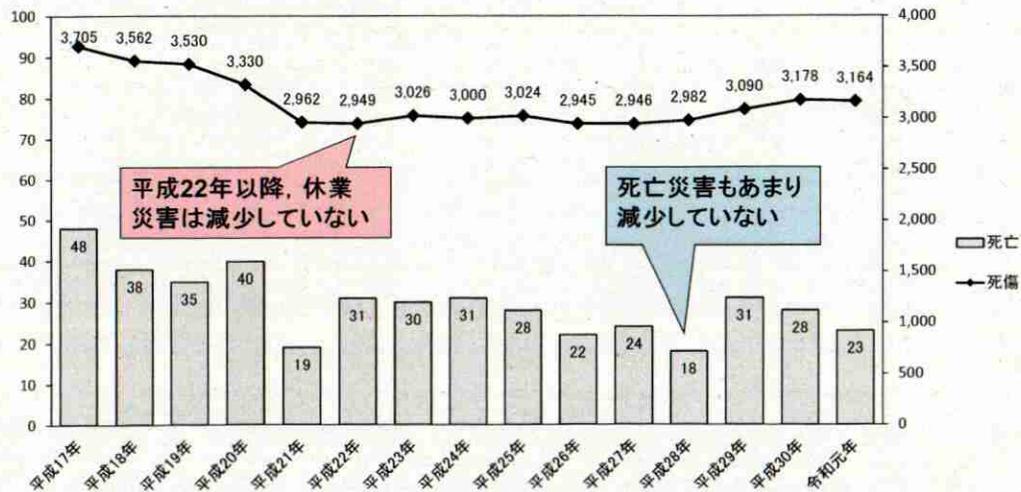
・死亡災害は「**墜落・転落**」がもっとも多く、次いで「**倒壊・崩壊**」,「**交通事故(道路)**」である。

・上記3つの型で約**60%**を占める。

・「**墜落・転落災害防止**」が**重要な課題**である。

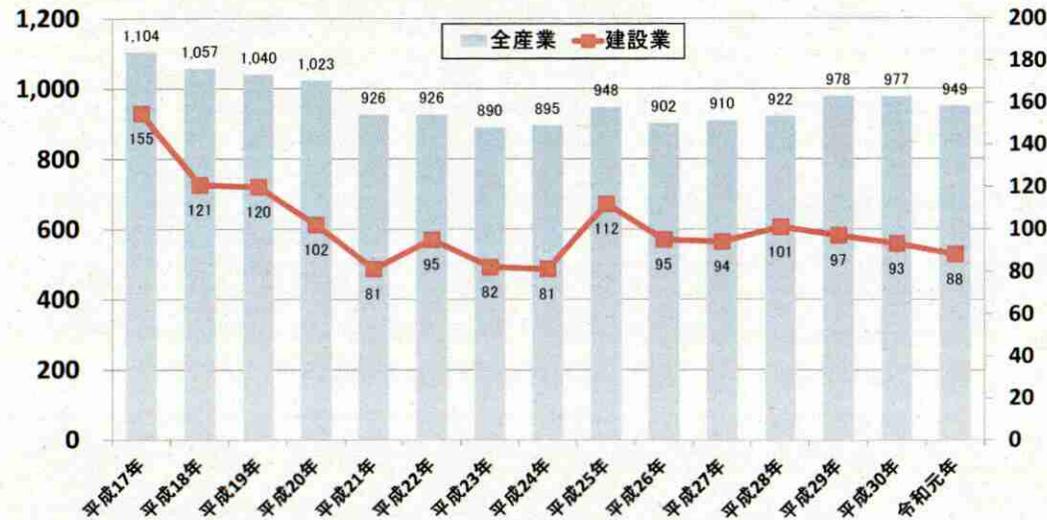
労働災害発生状況(広島労働局)

7 労働災害発生状況(確定値)



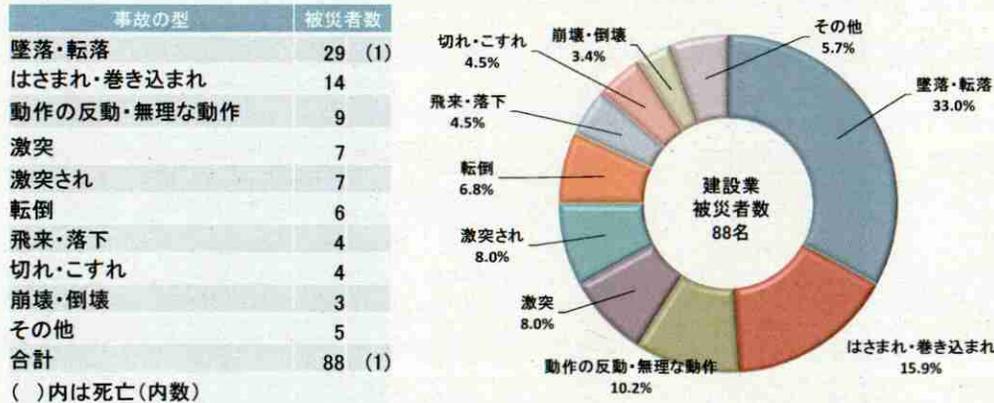
労働災害発生状況(広島中央労働基準監督署)

8 死傷災害発生状況(確定値)



労働災害発生状況(広島中央労働基準監督署)

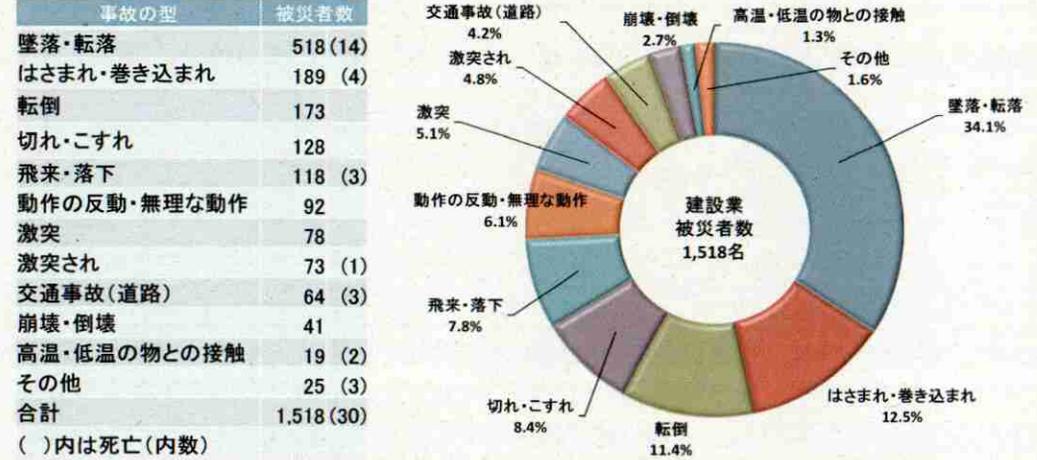
9 建設業災害発生状況(令和元年)



墜落・転落は全体の33%、前年の36%から若干減少し、全国統計の34%よりも若干少ない状況である。
 昨年に比べ、動作の反動・無理な動作、激突され、崩壊・倒壊が増加している。

労働災害発生状況(広島中央労働基準監督署)

10 建設業災害発生状況(平成17年～令和元年)



令和元年の墜落・転落の占める割合は33%(死亡災害では100%)、平成17年以降15年間でも34.1%(死亡災害では46.7%)と割合が高い。
 次いで、はさまれ・巻き込まれ、転倒となっている。

労働災害防止計画(第13次労働災害防止計画)

<最終年目標> (最終年:2022年・令和4年)

厚生労働省

- 全産業
 - 死亡災害:平成29年と比較して15%以上減少(978人→831人)
(965人→820人)
 - 死傷災害:平成29年と比較して5%以上減少(120,460人→114,437人)
- 建設業
 - 死亡災害:平成29年と比較して15%以上減少(323人→274人)
(319人→271人)

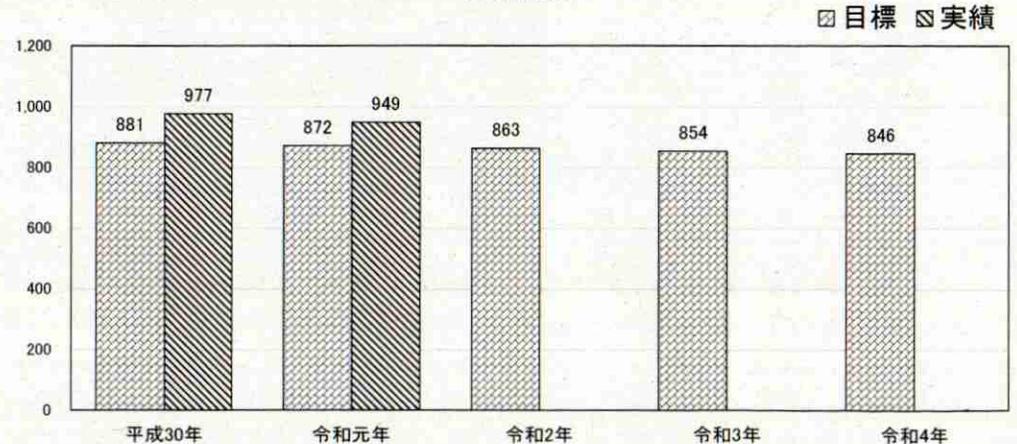
広島労働局広島中央労働基準監督署

- 全産業
 - 死亡災害:過去最少件数(平成28年2件)以下に減少
 - 死傷災害:過去最少件数(平成23年890件)の5%以上減少→846人
- 建設業
 - 死亡災害:過去最少件数(平成20年0件)と比較し、ゼロにする。

労働災害防止計画(広島中央労働基準監督署)

1 第13次労働災害防止計画

全産業



移動式クレーン構造規格の改正

移動式クレーンの製造者及び使用者の皆様へ

荷重計以外の過負荷防止装置の備え付けを義務化するなど 移動式クレーン構造規格が改正されました

移動式クレーンによる死亡災害は、年間約30件発生しています。

事故を防ぐとともに、移動式クレーンの構造に関する国際基準への整合を図るため、以下の点について、「移動式クレーン構造規格」(平成7年労働省告示第135号)が改正されましたので、ご留意ください。

- ① つり上げ荷重3トン未満の移動式クレーン等の、過負荷防止装置について
- ② 移動式クレーンの設計法について(限界状態設計法の追加)
- ③ 前方安定度の計算式について(計算式の変更)
- ④ その他(穴あけの方法の性能規定化、最新の日本工業規格への整合化 など)

① つり上げ荷重3トン未満の移動式クレーン等について、荷重計以外の「過負荷を防止するための装置」を備えることが義務付けられます。(第27条)

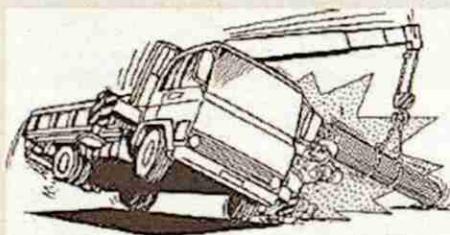
対象：つり上げ荷重3トン未満、又はジブの傾斜角及び長さがある移動式クレーン

【改正前】荷重計は「過負荷を防止するための装置」として認められていました。

【改正後】荷重計は「過負荷を防止するための装置」として認められなくなり、**定格荷重制限装置※1、定格荷重指示装置※2などの装置を備えることが義務づけられます。**

＜経過措置＞平成31年3月1日前に製造された移動式クレーン、又は平成31年3月1日において現に製造している移動式クレーンの規格については、なお従前の例によることができます。

- ※1 定格荷重制限装置
定格荷重を超えた場合に、直ちに当該移動式クレーンの作動を自動的に停止する機能を有する装置
- ※2 定格荷重指示装置
定格荷重を超えるおそれがある場合に、当該荷の荷重が定格荷重を超える前に警音を発する機能を有する装置



ご不明の点がありましたら、お近くの都道府県建設局・労働基準監督署までお問い合わせ下さい。

③

前方安定度^{※5}の計算式について、国際基準や国内基準との整合性を図るために計算式を変更しました。(第14条)

なお、改正後も、「クレーン等安全規則第55条」等に基づき、定格荷重の1.27倍に相当する荷をつって行う安定度試験に合格する等の必要があります。

$$\text{【旧】 } \frac{M_p + M_a + M_o}{M_p + M_a} \geq 1.15 \quad \rightarrow \quad \text{【新】 } M_t \geq 1.25M_a + 0.1M_p$$

M_p : ジブの質量のうち先端部等価質量^{※6} M_a : 定格荷重とつり具の質量の和 (定格総荷重)
M_o : 安定余裕荷重 (M_t - M_a) M_t : 安定限界総荷重^{※7}

<経過措置>

- 平成31年3月1日前に製造された移動式クレーン、又は平成31年3月1日において現に製造している移動式クレーンの規格については、なお従前の例によることができます。
- 上記以外の移動式クレーンで平成31年3月1日前に製造された移動式クレーン(旧規格に適合するものに限る。)と同一の設計により平成31年9月1日前に製造された移動式クレーンの前方安定度の値については、なお従前の例によります。

※5 前方安定度
荷をつった側における移動式クレーンの安定度

※6 先端部等価質量
ジブを重心から先端側と根本側に二分したときの先端側の質量

※7 安定限界総荷重
移動式クレーンが転倒に至る荷の質量

28

④
その他

移動式クレーン構造規格について、穴あけの方法についての性能規定化(第39条)、最新の日本工業規格への整合化(第1条、第4条、第25条)、国際規格に適合した機械の適用除外(第45条)について改正されたほか、以下の構造規格についても同様に改正されました。

- クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置構造規格(昭和47年労働省告示第81号)
- エレベーター構造規格(平成5年労働省告示第91号)
- ゴンドラ構造規格(平成6年労働省告示第26号)
- クレーン構造規格(平成7年労働省告示第134号)

29

令和2年度既存不適合機械等更新支援補助事業

全ての業種の中小企業・個人事業者が対象です。

「フルハーネス型安全帯」、「移動式クレーン過負荷防止装置」
買換・改修の補助金

申請しやすくなりました!!

メーカー推奨フルハーネスの品数が大幅に増えました!!

令和2年度

第1回補助金申請 受付開始

Web申請期間: 4月24日(金)~6月8日(月)

*第2回公募: 7月下旬予定(年2回実施)

<https://www.kensaibou.or.jp/support/subsidy/files/leaflet.pdf>

30

フルハーネス型安全帯・ 移動式クレーン過負荷防止装置の買換等支援!!

間接補助金申請

「建設業労働災害防止協会」(建災防)は、国(厚生労働省)の補助事業者として、中小企業者等に対し、構造規格に適合していない既存の機械等の改修・買換経費に補助金を交付します。

なお、予算額を上回る申請があった場合、予算の範囲内で加点合計の高い順に交付決定されますが、その詳細は、建災防ホームページをご覧ください。

補助金受給者の声(フルハーネス)

買換が遅れていたが、補助金によってメーカー推奨品フルハーネスを全従業員に支給できた。(建設業大分県、約30人)

高層ビルの窓清掃だけでなく、貯水槽管理作業の安全対策にも活用できた。(ビルメンテナンス業 岐阜県、約40人)

補助金によって、墜落災害防止対策を考えなければならなかった。(建設業 長野県、一人の方)

古い安全帯を買い換えるきっかけになった。(建設業 岐阜県、一人の方)

※注意事項

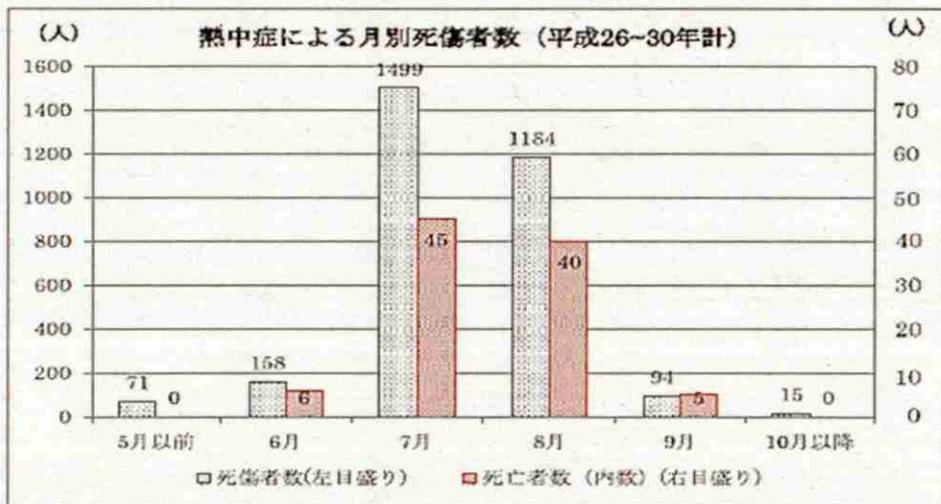
- 申請は、建災防ホームページより「Web申請(電子申請)」様、返信E-mailに表示されている「申請番号」を記入した「申請書第一式」を14日以内に郵送してください。
- フルハーネス型安全帯(追加安全装置含む)の申請金額が20万円未満の場合は、「登録支援小売店」に申請を依頼してください。
- 購入等は、「補助金交付決定通知書」に記載されている「交付決定日」後に行ってください。これより前に行った場合は、補助金の交付が受けられません。

詳細は、建災防ホームページをご覧ください!
<https://www.kensaibou.or.jp/>

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
建設業労働災害防止協会(略称:建災防)

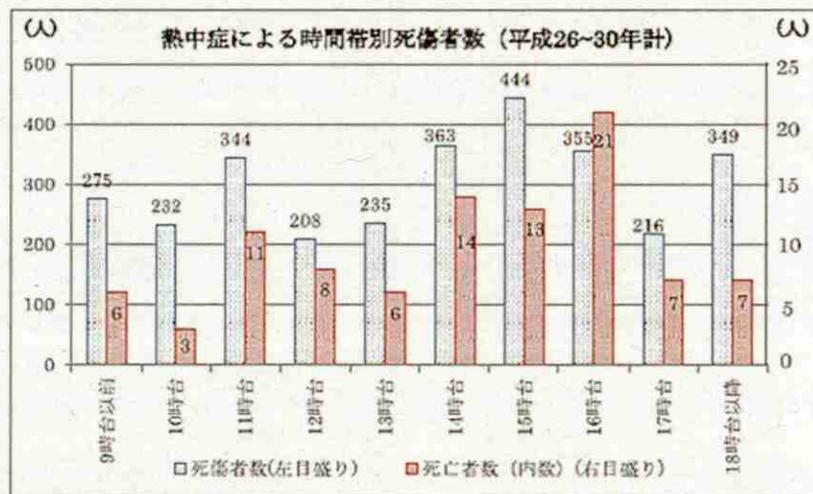
31

3 職場における熱中症について(全国)



40

4 職場における熱中症について(全国)



41

STOP! 熱中症(クールワークキャンペーン)

1 クールワークキャンペーン

STOP! 熱中症 令和2年5月~9月 クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図る —

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう!

●実施期間: 令和2年5月1日から9月30日まで (準備期間4月、重点取組期間7月)



<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000613019.pdf>

STOP! 熱中症 令和2年5月~9月 クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図る —

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう!



事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。確実に実施したかを確認し、□にチェックを入れましょう!

<input type="checkbox"/> 暑さ指数(WBGT値)の把握	319 期指 [319 B 7922] に適合した暑さ指数計を準備しましょう。
<input type="checkbox"/> 作業時間の削減など	暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるように柔軟に対応した作業計画を立てましょう。
<input type="checkbox"/> 休憩場所の確保	休憩は必ず取る。涼しい場所または涼風が吹く風通しの良い場所を確保しましょう。また、作業場所の近くに涼風を発生させる設備や自然の涼風を利用した休憩場所を確保しましょう。
<input type="checkbox"/> 服装などの検討	透気性の高い作業着を準備して着させましょう。身体を冷却する機能をもつ服の着用を検討しましょう。
<input type="checkbox"/> 教育研修の実施	熱中症の防止対策について、教育を行います。
<input type="checkbox"/> 労働衛生管理体制の確立	安全管理者などを中心に、暑熱対策としての管理体制を整え、必要に応じて暑熱対策推進委員の設置を行います。
<input type="checkbox"/> 緊急事態の措置の徹底	体調不良時に迅速な対応や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。

【準備】暑さ指数、中央気象台の気象情報、健康診断結果の把握、熱中症対策事業計画の策定、暑熱対策推進委員の設置、研修、A4用紙の印刷と配布、一般社団法人日本労働安全協会(JALSA)からの申し込み、一般社団法人労働安全衛生協会からの申し込み、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生計画の策定、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生計画の策定、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生計画の策定

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

42

キャンペーン期間 (5月1日~9月30日)

STEP 1 暑さ指数(WBGT値)の把握
7月5日開始に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。

STEP 2 準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

- 暑さ指数を下げるための設備の確保
- 休憩場所の確保
- 涼しい服装など
- 作業時間の削減
- 熱への慣化
- 水分・塩分の摂取
- 健康診断結果に基づく結果
- 自衛の健康措置など
- 労働者の健康状態の確認

STEP 3 熱中症予防管理者等は、暑さ指数を確認し、速報などにより、次の事項を確認しましょう。

- 暑さ指数の把握状況を改めて確認し、必要に応じて対応策を行います。
- 熱中症対策の徹底は、暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- 水分、塩分の摂取に努めます。
- 各自が、体調不良、体調不良、自らの飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- 閉鎖空間は換気や除湿機が稼働していることを確認し、重点的に教育を行います。
- 少しでも再度暑熱対策を講ずるべきは、ためらわずにすぐに対策を講じます。

重点取組期間 (7月1日~7月31日)

暑さ指数の把握状況を改めて確認し、必要に応じて対応策を行います。

熱中症対策の徹底は、暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩、休憩時間の確保を徹底しましょう。

水分、塩分の摂取に努めます。

各自が、体調不良、体調不良、自らの飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。

閉鎖空間は換気や除湿機が稼働していることを確認し、重点的に教育を行います。

少しでも再度暑熱対策を講ずるべきは、ためらわずにすぐに対策を講じます。

43

労働災害が発生したら

1 労働災害が発生したら

労働者が労働災害等により**死亡又は休業した場合**は、遅滞なく労働者死傷病報告(休業4日以上は安衛則様式第23号)を所轄労働基準監督署長に提出することが義務付けられています(労働安全衛生規則第97条1項)。

労働者死傷病報告を提出しなかったり、虚偽報告を行った場合「**労災かくし**」として、厳しい処分を受けることがあるので注意!!
所轄の労働基準監督署とは、事業場や建設現場を管轄する監督署である。



休業4日以上の様式

労働災害が発生したら

2 建設現場で下請の労働者が被災したら

- 元方事業者の労働保険番号
- 被災者が所属する事業場の名称
- 災害が発生した工事名称
- 元方事業者の事業場名
- 被災者が所属する事業場の所在地
- 被災者が所属する事業場の事業者

労働災害・事故が発生したら

3 爆発、クレーンの転倒等の事故が発生したら

爆発や火災、クレーンのワイヤーロープの切断や転倒等の特別な事故については、**負傷者の有無に関わらず事故報告書の提出が必要**である(労働安全衛生規則第96条)。(上記のほか、遠心機械、研削といし等の破裂、建築物の倒壊、第二種圧力容器の破裂、エレベーター等の搬器の墜落等が報告対象である。)



労働災害が発生したら

4 重大な労働災害・事故が発生したら



死亡や重い後遺症が予想されるような重篤な災害、有害物による中毒等の特殊な災害、一時に3人以上が被災するような重大災害が発生した場合には、直ちに(夜間、休日を含む)所轄監督署に電話で速報してください。

(災害等発生時は混乱しますので、あらかじめ緊急連絡表を掲示する等の準備をお願いします。)

交通事故等のように死亡・重大災害等が事業場の外の場所で発生した場合には、災害事故発生地を管轄する労働基準監督署に電話速報を励行してください。

事故報告対象事案についても、電話速報してください。

「労働者死傷病報告はどうやって作成すればいいの？」

労働者死傷病報告は、定められた様式（OCR式帳票）を用いて作成する必要があります。

専用の様式は、最寄りの労働基準監督署で配布しているほか、「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」により、インターネット上で簡単に入力し、作成した帳票を印刷することができます。



<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>

⇒ 新型コロナウイルス感染症による場合の記載例はウラ面参照

～職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために～
チェックリストを活用し、職場における感染拡大防止のための基本的な対策の実施状況についてご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000630736.pdf>



81001 131112349600000000 医療、福祉業
コソセイカイロウドロビョウイン
医療法人 厚生会労働病院
100 100 9020401 1900
分田 太郎 7010101 1200
令和2年 4月10日
医療法人 厚生会労働病院
院長 安田 法子

職員が負傷した場合は、被災者ごとに報告する必要があります。
法人ではなく、事業主本人の労働者を記入してください。
性別判定ではなく、業務中に発生した事故が関わった旨を記入してください。
就業例のとおりに入力してください。
新型コロナウイルス感染症による労務
労務発生状況及び原因以外に記載すべき事項がなければ記載不要です。
感染から発生までの経緯を簡単に記入してください。
発生場所ではなく、傷病者に記載した事故が関わった場合を記入してください。
事業主を代替する者など、報告機関を指示する方が記入してください。

免許の申請について

免許申請

平成29年4月1日に労働安全衛生規則が改正

安衛法に基づく免許を申請する際、本籍地欄への記載が不要

既に免許を取得している方が本籍地を変更した場合も、書き換えが不要

免許申請書の改正部分

(労働安全衛生規則様式第12号)

新しい様式では本籍地欄が削除されます（2か所）

※ 改正前の様式の免許申請書（本籍地欄がある申請書）も、引き続き使用できます。その場合も、本籍地欄の記入は不要です。
記入の有無によらず本籍地欄の読み取りは行いませんので、空欄のままご提出ください。

建設工事安全管理講習会

建設工事安全管理講習会を機に、
労働者が安全で働きやすい
職場の形成を

広島中央労働基準監督署